

# 資 料

# 交通安全対策基本法抜粋

〔昭和45年6月1日〕  
法律第110号

改正 昭和46年6月2日法律第98号  
昭和50年7月10日法律第58号  
昭和58年12月2日法律第80号  
平成11年7月16日法律第102号  
平成11年12月22日法律第160号  
平成18年5月17日法律第38号  
平成23年8月30日法律第105号  
平成25年6月14日法律第44号  
平成27年9月11日法律第66号

## 第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第二章 交通安全対策会議等

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

## 第三章 交通安全計画

(市町村交通安全計画)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

- 3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市長村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

# 大分市交通安全対策会議条例

〔昭和46年6月25日〕  
〔条例第16号〕  
改正 昭和59年6月30日条例第15号  
昭和61年10月13日条例第32号  
昭和62年7月20日条例第12号  
平成17年9月30日条例第34号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大分市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 大分県の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 大分市教育委員会教育長
  - (6) 大分市消防局長
- 6 前項第1号、第2号、第3号及び第4号の委員の定数は、それぞれ3人、3人、3人及び7人とする。

7 委員は、非常勤とする。

(昭59条例15・昭61条例32・一部改正)

(特別委員)

第4条 会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。  
(昭62条例12・平17条例34・一部改正)

(幹事)

第5条 会議に幹事25人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

# 大分市交通安全対策会議規程

〔昭和46年 8月4日〕  
〔告示第77号〕

改正 昭和48年5月 7日告示第64号  
昭和52年9月 5日告示第121号  
昭和54年7月30日告示第140号  
平成 5年2月12日告示第50号  
平成20年3月26日告示第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分市交通安全対策会議条例(昭和46年条例第16号)第6条の規定に基づき、大分市交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。)の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 交通安全対策会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録の調製)

第3条 会長は、庶務に従事する職員をして会議録を調製し、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載させ保管しなければならない。

(幹事会)

第4条 交通安全対策会議の幹事で幹事会を組織する。

2 幹事会に幹事長を置き市民部市民協働推進課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となる。

5 幹事会は議案の内容に応じ、幹事長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

6 第3条の規定は、幹事会の会議についても準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(昭48告示64・昭52告示121・昭54告示140・平5告示50・一部改正)

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、交通安全対策会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決することができる。ただし、その議決により、特に指定したものについては、この限りでない。

(1) 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第19条及び交通安全対策基本法施行令(昭和45年政令第175号)第6条第2項の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めること。

(2) 大分市交通安全計画の要旨を公表すること。

(3) 大分市交通安全実施計画の軽易な変更に関すること。

(4) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 交通安全対策会議の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(昭48告示64・昭52告示121・昭54告示140・平5告示50・平20告示33・一部改正)

(委任)

第7条 この規程に規定するもののほか、交通安全対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則(昭和48年告示第64号)

この規程は、公示の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和54年告示第140号)

この告示は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則(平成5年告示第50号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第33号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## 大分市交通安全対策会議委員及び特別委員名簿

種 別	職 名	氏 名	備 考
会 長	大分市長	佐藤 樹一郎	
委 員	国土交通省九州運輸局大分運輸支局長	外 西 敏 治	
委 員	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長	久 田 成 昭	
委 員	大分労働基準監督署長	猪 垣 克 典	
委 員	大分県中部振興局長	村 井 尚	
委 員	大分県大分土木事務所長	一ノ瀬 陸典	
委 員	大分県生活環境部生活環境企画課参事	原 田 和 久	
委 員	大分中央警察署長	穴 井 克 宜	
委 員	大分東警察署長	後 藤 昭 三	
委 員	大分南警察署長	永 岡 顕	
委 員	大分市副市長	久 渡 晃	
委 員	大分市教育委員会教育長	三 浦 享 二	
委 員	大分市企画部長	玉 衛 隆 見	
委 員	大分市福祉保健部長	江 藤 郁	
委 員	大分市土木建築部長	木 村 忠 孝	
委 員	大分市都市計画部長	長 野 保 幸	
委 員	大分市消防局長	藤 井 博 文	
委 員	大分市福祉保健部大分市保健所長	嶋 津 宗 典	
委 員	大分市市民部長	伊 藤 真 由 美	
特別委員	九州旅客鉄道(株)大分支社長	小 林 宰	
特別委員	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所長	遠 藤 雄 二	



## 大分市交通安全対策会議幹事名簿

種 別	職 名	氏 名	備 考
幹 事	国土交通省九州運輸局大分運輸支局 検査整備保安担当首席陸運技術専門官	大 川 和 則	
幹 事	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所調査第二課長	甲 斐 猛	
幹 事	大分労働基準監督署第一方面主任監督官	田 口 嘉 久	
幹 事	大分県中部振興局次長兼総務部長	財 前 文 晴	
幹 事	大分県大分土木事務所管理課長	魚 屋 道 尚	
幹 事	大分県大分土木事務所道路課長	姫 嶋 啓 始	
幹 事	大分中央警察署交通第一課長	井 上 淳 司	
幹 事	大分東警察署交通課長	野 田 豊 実	
幹 事	大分南警察署交通課長	柳 澤 和 直	
幹 事	大分市企画部次長兼企画課長	永 松 薫	
幹 事	大分市福祉保健部福祉事務所長寿福祉課長	後 藤 剛	
幹 事	大分市福祉保健部大分市保健所保健総務課長	滝 口 裕 朗	
幹 事	大分市土木建築部土木管理課長	伊 藤 章 洋	
幹 事	大分市土木建築部道路建設課長	朝 野 裕 人	
幹 事	大分市土木建築部次長兼道路維持課長	佐 藤 定 明	
幹 事	大分市都市計画部次長兼都市計画課長	清 水 剛	
幹 事	大分市都市計画部都市交通対策課長	高 瀬 和 夫	
幹 事	大分市都市計画部まちなみ整備課長	姫 野 正 浩	
幹 事	大分市教育委員会教育部次長兼社会教育課長	河 野 和 広	
幹 事	大分市教育委員会教育部次長兼学校教育課長	御 手 洗 功	
幹 事	大分市消防局警防課長	神 田 浩 喜	
幹 事	九州旅客鉄道(株)大分支社安全推進室長	玉 井 文 之	
幹 事	西日本高速道路(株)九州支社大分高速道路事務所管理担当課長	末 次 恵	
幹 事	大分市市民部市民協働推進課長	安 東 太 平	